

学会誌『映画研究』(Cinema Studies) 投稿規定

投稿規定

- 1 投稿資格: 日本映画学会会員であること。共著の場合は著者全員が会員であること。
- 2 内容: 映画に関わる未刊行の研究論文。
- 3 執筆言語: 日本語または英語。
- 4 投稿数: 原則として、毎年度、会員1名につき1論文。共同執筆の論文もこれに含める。
- 5 投稿締切: 毎年7月7日(必着)。
- 6 採否の審査: 編集委員会が審査を行う。審査は執筆者の氏名が伏せられた状態の匿名審査で行う。また、必要に応じて、委員会の構成員以外が審査に加わることもある。
- 7 採否の通知: 9月初旬頃とする。なお審査結果に修正要求が含まれている場合にはそれに従って修正を行うこと。修正後も分量などについて厳密に書式規程通りとすること。
- 8 送付するファイル: 別途示す書式規程に則った投稿論文ファイルとカバーレター(添え手紙)ファイルの2ファイルを下記送付先まで電子メールの添付ファイルとして送付すること。また件名は「投稿論文」とすること。
投稿論文ファイル(タイトルのみで氏名は書かないこと)。
カバーレターファイル(論文のタイトル、氏名[ふりがなつき]、略歴、所属、連絡用住所、電話・ファックス番号、電子メールアドレスを明記したもの)。
- 9 送付先: japansocietyforcinemastudies(atmark)yahoo.co.jp [(atmark)の箇所にも@を代入してお送り下さい。]
- 10 送付確認: 提出後3日以内に受領確認メールを送付する。確認メールが届かない場合は、論文未着の可能性があるので、必ず再送信すること。
- 11 電子化: 日本映画学会は掲載論文を電子化して学会ウェブ・サイト上で公開する権利を有するものとする。
- 12 ネイティブ・チェック: 母語(第一言語)でない言語で執筆した場合は必ずネイティブ・チェックを受けた上で提出すること。
- 13 印刷費用: 原則として学会がすべて負担するが、カラー印刷、多くの写真・図版などに必要な超過経費および抜き刷り経費については投稿者の負担とする(ただし抜き刷りが不要な投稿者はこの限りではない)。

2014年4月1日改正発効